

令和4年度「市民との協働による地域づくり支援補助」の対象事業を募集します。

★「市民との協働による地域づくり支援補助金」 予算額:3,000万円

※令和4年度よりソフト事業、ハード事業の区分が無くなりました。

1. 対象事業

①「地域づくり」や「まちづくり」等の地域の社会的な課題に、地域住民や地域の自治組織が主体的に参加して、その解決に取り組む事業。

(例) 地域活性化のためのイベント、地域ぐるみの美化作業や花の植栽事業、地域住民が防災意識を高めるための講習会、地域の伝統文化を守るための人材育成、防災・減災・交通安全等備品の整備（非常用発電機、カーブミラー 等）

②市民生活の安全、安心の向上や地域活性化のため、地域が自ら管理を行っている施設等の整備を行う事業。

(例) 市の管理が及ばない生活道路整備、地元管理公園の整備、観光地整備、史跡整備、集会所施設等の整備のうち機能向上が伴うもの（照明LED化、トイレ洋式化 等）

※令和4年4月1日以降に着手し、令和5年3月31日までに完了できる事業とします。

2. 補助率、補助金額の決定等

地域ごとに事業選定組織を設置し、地域の皆様が自ら事業の選定を行い、補助率と補助金の額を決定します。

①補助金額は、事業費×補助率で算出し、最大100万円とします。

補助率は、選定委員会において公共性や優先度等を検討の上、事業毎に決定し、原則として最大80%とします。（ただし、特に地域振興に資する事業と選定委員会が認めるものについてはこの限りではありません。）

※特に地域振興に資する事業とは、次のいずれかの事業とします。

ア 公益性が高い事業であること。

イ 事業実施による効果が広範囲で見込めること。

ウ 地域や地区のシンボリックな地域資源を活用した事業であること。

②集会所施設等の機能向上が伴う整備の補助率は、最大50%とします。

（集会所施設等の整備の補助率は例外なし）

3. 地域区分と予算

予算額3,000万円について、各地域に均等割りで2,400万円（1地域600万円）を配分し、人口割として600万円を令和4年1月1日時点の人口を基準に配分します。

地域名	基本割	人口割	合計
二本松	6,000,000	29,695 人@113.95≒3,384,000	9,384,000
安達	6,000,000	11,862 人@113.95≒1,352,000	7,352,000
岩代	6,000,000	5,721 人@113.95≒652,000	6,652,000
東和	6,000,000	5,373 人@113.95≒612,000	6,612,000
	24,000,000	52,651 人@113.95=6,000,000	30,000,000

4. 補助対象外事業

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 公序良俗に反する事業
- (3) 事業の効果が特定の個人又は団体のみに帰属する事業、経費
- (4) 飲食経費やふるまい、懇親会に要する経費
- (5) 地域振興の観点から事業効果が不明瞭と認められる事業
- (6) 事業外への流用が容易である備品等の整備（レンタル等により対応ください。）
- (7) 市が管理すべき認定市道の整備や道路管理地内の側溝整備
- (8) 市が管理すべき公園等施設の整備
- (9) 集会施設の経年劣化による修繕（屋根塗装や畳替え等）
- (10) その他社会通念上、公費の支出がふさわしくない事業、経費

※他の補助制度に該当する場合には、その補助を優先してください。

（防犯カメラ設置費補助等）

補助対象外経費の例

テレビ・パソコン・プリンタの購入、草刈り機の購入、料理教室の食材、生け花教室の花代、慰労会・懇親会等経費、イベントの景品、ユニフォーム・法被・衣装購入、市外で行う行事や大会等の参加経費、スポーツ少年団等の経常経費（保険代等）、市が管理すべき市道や公園等の整備、集会所の掃除機購入、集会所の経年劣化による修繕（畳替え、屋根修繕、外壁修繕、クロス、フロアの張替え）、神社・仏閣・忠魂碑又はそれに付随する施設・敷地内整備

5. 補助対象となる団体

- (1) 行政区等の自治組織やその連合体
- (2) 市民主体の地域づくり団体
- (3) 市民主体の特定非営利活動法人
- (4) 市長が特に補助金の交付が適当であると認める団体

6. 応募方法

事業を実施したい団体は、事業実施箇所の各支所地域振興課（二本松地域は各住民センター）に「市民との協働による地域づくり支援事業計画書」を提出してください。

（市ウェブサイトの様式等があります。）

7. 事業の公表

補助金の交付決定を受けた補助対象団体は、事業の内容・結果等について、できる限り公表するように努めなければなりません。新聞社等に取材依頼を行い、積極的に記事を掲載するよう努めてください。

8. 提出期限

令和4年5月31日(火)までに、ご提出ください。

■問い合わせ

生活環境課生活防災係	電話	5 5 - 5 1 0 2
安達支所地域振興課	電話	2 3 - 9 0 2 4
岩代支所地域振興課	電話	5 5 - 2 1 1 1
東和支所地域振興課	電話	6 6 - 2 4 9 0
秘書政策課	電話	5 5 - 5 0 9 0